

奈良県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十三年一月二十三日執行の平群町長選挙における当選の効力に関する審査の申立に対し、次のとおり裁決した。

平成二十三年六月二十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

裁

決

書

奈良県生駒郡平群町椿台三丁目二番一六号

審査申立人総代

中 村 艶 子

奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘六丁目一四番二五号

審査申立人

喜 多 和 子

奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘三丁目一三番五号

同

小 西 義 高

奈良県生駒郡平群町橈原七四〇番地一

同

東 野 吉 千 男

奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘三丁目一三番五号

同

小 西 ヒ サ コ

奈良県生駒郡平群町初香台三丁目四番一六号

同

渡 瀬 良 子

奈良県生駒郡平群町椿台三丁目一番七号

同

中 村 卷 一 朗

大阪市中央区高麗橋四丁目二番一六号

大阪朝日生命館四階 本町法律事務所

審査申立人総代理人 弁護士 北 林 博

同 同 玉 城 辰 夫

右審査申立人（以下「申立人」という。）から平成二十三年三月二十八日付けをもつて提起された同年一月二十三日執行の平群町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

本件選挙について、申立人が平成二十三年二月七日付けで平群町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は、同年三月十日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人の決定を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 票差が二十八票と僅差であったことから、町民に公開して数え直しが必要である。

二 有効票を収めた箱数について、中筋候補が六箱で、岩崎候補が五箱であったのに、中筋候補が敗北したため、勝敗が入れ替わった感じがする。また、このことについて選挙立会人への説明がなかった。

三 投票総数が一万強であるのに開票開始から一時間三十分近くの時間が費やされて、各候補五千票といった発表がなされたのは不自然である。

四 疑問票の判定に三十分近くかかったのも不自然である。また、費やされた時間の説明もなされなかった。

五 選挙長と選挙立会人等が選挙事務作業者と水平な位置関係にあり、十分な作業管理ができる状況ではなかった。選挙の公平、公正性に対する認識や配慮の姿勢に問題があった。

六 選挙立会人が、開票作業を終えた投票用紙の束について、枚数の確認、他の候補者の票の混入等がないか順次確認点検できる状況が設定されていなかった。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、町委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴し、また、職権により町委員会に対し事実確認を行い、慎重に審理を行った。

当選の効力に関する争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容―たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定―に違法があること」（昭和三十年九月二十九日大阪高等裁判所判決・選挙関係実例判例集「第十六次改訂版」一五五九頁参照）を主張して争うものとされている。

本件においては、申立人は開票の管理に問題があったとして、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたことにより選挙の結果に異動を及ぼす虞がある旨を申し立てていることから、選挙の無効を主張していると認められる。よって、申立人の主張は、当選人の決定に違法があるとする理由とはならない。

一方、公職選挙法（以下「法」という。）第二百九条において、当選の効力に関する審査申立てがあった場合においても、その選挙が法第二百五条第一項の場合に該当するとき、すなわち、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合、選挙管理委員会はその選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならぬと規定していることから、当委員会は、申立人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについても判断する。

一 申立理由（一）について

単に候補者の得票数の差を述べたものであり、選挙の規定に違反することには当たらず、選挙が無効となる理由には該当しない。

二 申立理由（二）について

有効票は開票作業開始後はカゴを用いて順次運ばれており、二回目の計数機で票数を数えた後に申立人の言う箱（投票箱の蓋）に収められている。このときに使用した箱数は一時的に中筋弘候補（以下「中筋候補」という。）が六箱で岩崎万勉候補（以下「岩崎候補」という。）が五箱であったことは事実であるが、中筋候補については千票を収めた箱が五箱と、千票に満たない端数を収めた箱が一箱の合計六箱であったのに対し、岩崎候補については千票を収めた箱が四箱と、千票及び千票

に満たない端数を一緒に収めた箱が一箱の合計五箱であったことから、箱数は票数を直接示すものではなかったといえる。なお、選挙立会人に票の確認を求める際に、岩崎候補の票を収めた箱のうち、千票及び千票に満たない端数を一緒に収めた箱から、千票に満たない端数を取り出して別の箱に収めており、この段階では両候補とも千票を収めた箱が五箱と、千票に満たない端数を収めた箱が一箱の合計六箱となった。この取り扱いは、選挙の規定に違反することには当たらず、選挙が無効となる理由には該当しない。

三 申立理由（三）について

当初から開票所要時間は一時間三十分を予定していたところ、実際の所要時間は一時間四十六分となり、当初予定よりも十六分長く要したにすぎない。中間発表に關しても、当初の開票終了予定時刻の午後十時三十分時点で行われており、開票率九十二・九五パーセントで中筋候補が五千票、岩崎候補が五千票という発表がなされたが、開票結果からみても不自然な票数ではなく、このことは選挙の規定に違反することには当たらず、選挙が無効となる理由には該当しない。

四 申立理由（四）について

一定数存在した疑問票の票数に対して、判定作業に必要以上に時間を要したかどうかは一概に言えないが、疑問票の判定は票ごとに選挙立会人の意見を聞きながら行われており、判定作業に時間を要したとしても、また、費やされた時間について参観人等に説明しなかったとしても選挙の規定に違反することには当たらず、選挙が無効となる理由には該当しない。

五 申立理由（五）について

選挙長と選挙立会人は開票所となった平群町総合スポーツセンターサブアリーナ内の開票作業を行っていたフロアと同一のフロアに存していたと認められる。この点、申立人はあたかも選挙長と選挙立会人は開票所全体を俯瞰する位置に存しなければならぬかのように主張しているが、そのような要件は求められておらず、開票所の設営に関しては通常要すべき一定の注意をもって行われていると認められるため、このことは選挙の規定に違反することには当たらず、選挙が無効となる理由には該当しない。

六 申立理由（六）について

有効投票及び無効投票については、全て選挙立会人に対する提示確認がなされた。

なお、有効投票については、五十票ごとに結束した千票の投票用紙を収めた箱が順次提示されたが、選挙立会人がこの結束された票の全てについて同一の候補者を記載したものであることを確認しなかったとしても、投票用紙が選挙立会人の確認し得る状態で提示されている以上、選挙の規定に違反することには当たらず、選挙が無効となる理由には該当しない。

以上のとおり、申立人の主張は、本件選挙において選挙を無効とする事由にも該当せず、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成二十三年六月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長	白井皓喜
委員	中川清孝
委員	山本保幸
委員	秋吉美由紀